

議 案 第 80 号

松戸市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市建築審査会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、委員の任期に関する規定を条例で定めるとともに、所要の整備を行うため。

松戸市建築審査会条例の一部を改正する条例

松戸市建築審査会条例（昭和46年松戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「組織」の次に「、委員の任期」を加える。

第5条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第6条とする。

第4条第4項を削り、同条を第5条とする。

第3条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第1号中「法」を「建築基準法（他の法令において準用する場合を含む。次号において同じ。）」に改め、同項第2号中「法」を「建築基準法」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行うものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。